

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第27号

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成18年新潟市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表木村副市長の項第1号中「文化スポーツ部」を「危機管理防災局，文化スポーツ部」に改め，「，福祉部」を削り，「保健衛生部」を「都市政策部」に改め，同項第3号中「人事委員会」の次に「及び水道局」を加え，同表古木副市長の項中「古木副市長」を「荒井副市長」に改め，同項第1号中「危機管理防災局，都市政策部，建築部，土木部及び下水道部」を「環境部，福祉部，保健衛生部及び農林水産部」に改め，同項第4号中「水道局」を「農業委員会」に改め，同表高橋副市長の項第1号中「，環境部」を削り，「農林水産部」を「建築部，土木部，下水道部」に改め，同項第3号中「，監査委員及び農業委員会」を「及び監査委員」に改める。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。